

(社副)びゅあ非常災害対策計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、社会福祉法人びゅあが設置運営する「障害福祉サービス事業所」の非常災害対策業務について必要な事項を定め、火災、震災、風水害、土砂災害及び津波等浸水災害を予防し、利用者及び職員の安全を確保して、被害の極限防止を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

第2条 この計画は、「障害福祉サービス事業所」のすべての職員及び出入りする者に適用する。

(立地条件による特異災害と緊急一時避難)

第3条 津波等浸水災害の場合は、防災無線等（浜田市が発令する避難に関する情報）の警報の発令後、各自職員の判断により、事業所を最後に脱出する職員を定め、緊急一時避難を開始すること。

2 緊急一時避難場所は、事業所ごと次のとおりとし、避難方法は徒歩及び避難場所への最短経路を利用すること

(1) 生活介護びゅあ殿町及び生活介護びゅあ松原 本部棟3F以上の階

(2) びゅあほ一む及びびゅあショート 長福寺（内村町805 0855-27-0836）

3 事業所を最後に脱出する職員は、残留者のいないこと確認し、可能な限り、停電復旧後の火災予防のため、全電源を遮断すること

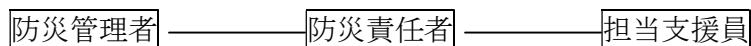
4 緊急一時避難後、各職員は救急通報を要する場合にはこれを優先し、防災管理者と連絡をとり、その指示に従うこと。防災管理者と連絡が取れない時は、浜田市安全安心推進課防災安全係（0855-25-9122）へ避難情報を通知してその指示に従うこと

5 通信手段が遮断されている場合は、災害が止むまで、避難場所において待機し、応援職員が来るのを待つこと

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第4条 非常災害等を未然に予防するため設備器具、備品等の検査は次の組織によって実施するものとする。



(防災管理者の権限と業務)

第5条 防災管理者は、管理的立場にあるものとし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

(1) 防災計画の作成及び変更

(2) 防災、通報連絡及び避難誘導等の訓練の実施

(3) 非常災害対策のための設備器具、備品等の検査実施に関すること

(4) 非常災害対策の指導監査に関すること

(消防等関連機関への報告)

第6条 消防等関連機関への報告すべき事項については、防災管理者が行う。

(防災責任者の業務)

第7条 防災責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 非常災害対策のための設備器具、備品等の使用状況の適否の確認及び検査
- (2) 平素における消防設備並びに避難設備及び防災施設の機能の維持
- (3) 防災管理者の補佐

(火気等の使用制限)

第8条 防災管理者は次に事項について指定又は、制限することができる。

- (1) 喫煙場所、喫煙禁止の場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立会

(遵守事項)

第9条 すべての職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと
- (2) 火気使用設備器具を使用する前に必ず器具等を検査し、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること
- (3) 火気使用設備器具の使用後には必ず検査し安全を確認すること

(工事人等の遵守事項)

第10条 当施設内で工事を行うものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気等を使用するにあたっては、消火器等を配慮すること
- (2) 火気管理は作業場ごとに責任を指定して行うこと

(検査の実施)

第11条 消火器、非常ベル等の検査は別に定める検査表に基づき次により実施するものとする。

点検実施 総合点検 12 ヶ月ごと

外観機能点検 12 ヶ月ごと

(検査の結果報告)

第12条 検査員は、検査の結果を防災管理者に報告しなければならない

2 検査員は、防災責任者とする。

(不備欠陥箇所の改修)

第13条 防災管理者は検査員の報告により不備欠陥箇所のある場合は、速やかに改修しなければならない。

第3章 防災対策（火災、震災、風水害、土砂災害及び津波等浸水災害応急対策）

(自衛防災組織)

第14条 防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行する自衛防災組織(以下「防災隊」という。)を置く。

2 防災隊は、隊長、副隊長、情報班、救護班、消火班から構成する。

- (1) 隊長は、理事長とする。
- (2) 副隊長は、管理者とする。

- (3) 情報班の班長は、支援センターの管理者がなるものとする。
- (4) 救護班の班長は、生活介護びゅあ殿町の管理者がなるものとする。
- (5) 消火班の班長は、防災責任者とする。

(隊長及び副隊長の職務)

第15条 隊長は、地震防災応急対策、地震災害の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは副隊長がその職務を行う。

(情報の伝達)

第16条 警戒宣言発令等の情報を入手した者は、速やかに情報班に報告しなければならない。

- 2 情報班は警戒宣言発令等の情報を入手した場合は、直ちに隊長に報告するとともに、市町村警戒本部、消防署、警察署等と連絡をとり、正確な情報の入手に努める。
- 3 情報班は、隊長の指導のもとに地震情報連絡網の定めるところに、職員等に警戒宣言の発令及び隊長の指示等を連絡する。

(消火活動の準備)

第17条 消火班は、警戒宣言が発令された場合には、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限、発火防止のための措置をとるものとする。

(地震時の対策)

第18条 隊長は施設の立地条件、耐震性等から判断して救護班を指示し必要に応じて利用者等を避難場所に避難させるものとする。

- 2 入利用者等の保護者への引継ぎは、保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りにきた場合のみ行う。

(避難経路について)

第19条 防災管理者は避難経路について別紙の避難経路図面にて示し、職員の周知を図ること。なお、法令の定めるところにより避難経路等の確保は次のとおり行う。

- 2 廊下には物品は置かない。
- 3 避難経路となる部分は常に整理整頓し避難の支障とならないようにする。
- 4 非常口は鍵による施錠をしない。

(台風時の対策)

第20条 台風上陸の情報がいった時、早朝の場合隊長は各家庭待機の措置をとるようにする。

- 2 台風接近等の恐れがある場合、入所者を事故防止のため安全な場所に早めに避難させる。

(風水害の対策)

第21条 風水害時の災害の発生を予防するため次のことを行うものとする。

- 2 建物の外に設置してある備品(花鉢、道具等)を室内等に移動させ、風による被害を防止する。
- 3 窓ガラス等に風被害防止のため、鍵をしっかりとかける、カーテンを引く、又はガムテープ等による予防措置を行う。
- 4 大雨により増水した河川や側溝などの危険性について利用者に説明を行い知識を与える。

(地域住民との連携)

第22条 火災、地震、台風等応急防災対策を必要とする時は地域自主防災組合、防災関係機関、利用者の保護者と十分連携をとり行うものとする。

附 則

この計画は平成28 年12 月 1 日より実施するものとする。

- 2 本計画の実施前に定められた消防計画、防火管理、防災マニュアル、危機管理マニュアル等については、災害個々の特性に応じて、引き続き準用して適応するものとする。

別紙1 びゅあ防災マニュアル

①防災の目的		
<p>火災、震災、風水害、土砂災害及び津波等浸水災害などの災害は、いつ・どこで・どの様に発生するか分かりません。特に社会福祉施設には、高齢者や障がいを持つ方など災害弱者と呼ばれる多くの方々をご利用されていることから、災害への備えや災害発生の未然防止のためには、職員・利用者等が日ごろから災害意識をもつ事が必要です。</p> <p>「災害は忘れたころにやってくる。」という警句がありますが施設の職員一人ひとり、また利用者等の一人ひとりが防災意識を高め、災害によって人身事故が発生することのないように最大限の配慮を行うことが大切です。</p> <p>また、安全な施設づくりには、職員一人ひとりが「自分たちの施設は自分たちで守る。」という気持ちで真剣に防災対策に取り組むことも必要です。</p>		
②防災の留意事項(避難、誘導、救護活動)		
<p>避難誘導、救護活動は、火を消せない場合を考えて、初期消火と並行して行います。</p> <p>尚、初期消火と並行して出来ない場合は、完全に消火できる火災を除き、避難誘導、救護活動を優先する。</p> <p>避難誘導、救護活動のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難するときは、濡れタオル等で保護しながら避難する。また、手荷物などは持たない。 ② 自力で避難できない方については、抱えたり、背負ったり、車いす、ベッド・シーツなどを活用したりして、安全な場所に避難する。 ③ 避難できない方の部屋は、出入り口付近など避難しやすい場所にする。 ④ 利用者には冷静に分かりやすい内容で指示し、一旦避難したら戻らないように見守る。(難聴や盲人・認知症利用者は、特に配慮が必要です。) ⑤ 混乱を鎮め、避難した利用者で徘徊や転倒の恐れがある方に対して、二次災害が起こらないよう配慮する。 ⑥ ケガをした方がいないか確認する。ケガ等あった場合は、応急手当をする。 ⑦ 全員の避難が完了しているかを確認する。 		
③初期消火の手順		
手 順	ポイント	ポイントの説明
<p>消火器</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 火元まで搬送する 2. 安全ピンを抜く 3. ノズルを火元に向ける 4. レバーを強く握る 5. 燃えている物に直接放射する 	<p>消火器の使い方 のポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. できるだけ火元へ近づく 2. 姿勢をなるべく低くして、炎や煙を避けながら放射する。 3. 消えたと思ってもよく確認し、再び燃え出さないよう水をかけて消す。 4. 初期消火に失敗して避難する場合は必ず火災発生室のドアを閉める。

④台風、大雨洪水注意報等の手順	
手 順	ポ イ ン ト
<p>1. 台風、大雨洪水等については、テレビ、ラジオ、新聞などの情報により事前に判断できるので、危険箇所や排水等の点検を事前に行い対応できるように努める。</p> <p>2. がけ崩れによる建物倒壊の危険性がある場合には、安全な場所に早めに避難すること。</p> <p>3. 職員は利用者に動揺を与えないように配慮し、適切な行動と判断にて利用者の安全確保に努めること</p> <p>4. 職員にて判断が難しい場合には、消防署、行政(市役所、福祉事務所、保健所)等の指示・協力を仰ぐこと</p> <p>5. 台風、大雨洪水等による職員の身の危険性がなくなり次第、各事業所の防災責任者は建物の被害状況を確認し、消防署、行政(市役所、福祉事務所、保健所)、防災管理者へ報告を行うこと</p> <p>○台風襲来時の対応について</p> <p>施設外の設備等</p> <p>1. 車庫のシャッター補強</p> <p>2. 背の高い花に支柱で補強する。</p> <p>3. 鉢やプランターを室内若しくは風のあたらない場所へ移す。</p> <p>4. 門扉は開放のままロープで固定する。</p> <p>5. 緊急用車両の配備</p> <p>6. 各車両の燃料確認</p> <p>設備内</p> <p>1. 懐中電灯の確認、準備</p> <p>2. 非常用の水の確保</p> <p>3. 発電機の燃料の確認</p> <p>4. 非常食の確保、確認</p> <p>5. 窓ガラスなどの破損があった場合の補強用コンパネ・木・ロープなどの準備</p> <p>その他</p> <p>1. 台風当日は時間に十分余裕を持って出勤する。</p> <p>2. 翌日が台風の場合、事業所に宿泊するなど勤務に支障のないよう各自対策をとる。</p> <p>3. 雨漏りや吹き込みの確認をする。</p>	<p>○台風への備え</p> <p>1. 台風が近づいてきたら、台風情報や進路に十分注意する。</p> <p>2. 施設の立地条件を把握し、対策を立てておく。</p> <p>3. 案内板・車庫・樹木など風の被害を受けやすいものは、あらかじめ補強し、鉢植えやゴミ箱など風に飛ばされやすいものは、車庫にしまう。</p> <p>4. 窓や、扉は必ず施錠をし、ベニヤ板やブロック等で補強する。</p> <p>5. 割れやすいガラス戸は、×状にガムテープを貼り、補強する。</p> <p>6. 風雨の吹き付けでサッシ等から雨水が入るのを防ぐ。</p>

⑤地震の避難手順	
手 順	ポ イ ント
1. まず身の安全を確保する。 2. すばやく火の後始末を行う。 3. 慌てて外へ飛び出さないようにする。 4. 避難経路を確保する。	1. 布団及び枕等で頭を保護し、机、テーブル、ベッドの下にもぐり、安全確保に努める。 2. 調理場、食堂の給湯器、洗濯場の乾燥機等のガスの元栓を直ちに閉め、火災発生防止に努める。 3. 落下物や倒壊物による怪我の危険性があるため、職員の指示があるまで、その場から動かないようにする。 4. 倒壊物等による怪我のないよう安全な避難ができるようにするため、避難経路の確保(扉を開ける等)をする。
⑥避難誘導	
手 順	ポ イ ント
1. 地震による揺れがおさまってもすぐに避難誘導しない。 2. 利用者の安否状況の確認 3. 避難誘導	1. テレビ、ラジオ、電話(気象庁)などにより、情報収集のもと消防署、行政(市役所、福祉事務所、保健所)、防災管理者の指示のもとで行う。 2. 地震による揺れがおさまり次第、職員は利用者の状況確認を行い、直ちに防災管理者に報告すること 3. 地震による火災発生時は、避難誘導を行うものとし、火災なき場合は防災管理者の指示のもと、防災訓練計画にもとづき避難誘導を行うこと。 その他 1. 地震による被害状況の判断の上、防災管理者は救護班を設置し、救護班は防災責任者の指示のもと救護活動にあたること。 2. 事業所の職員は防災管理者の指示により、地震による建物の被害状況を消防署、行政(市役所、福祉事務所、保健所)、に報告すること。